

奈良県広域水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年1月27日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団条例第2号

奈良県広域水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

奈良県広域水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（令和7年2月条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「招集に応じ議会」の次に「若しくは委員会」を加え、同条第1項第2号イ中、「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）第19条第1項に規定する車賃の額」を「37」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。